

佐賀県選挙管理委員会告示第62号

不在者投票のできる施設の指定（昭和48年佐賀県選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

平成28年11月1日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
1 病院		1 病院	
名称	所在地	名称	所在地
略	略	略	略
唐津赤十字病院	<u>唐津市二夕子一丁目5の1</u>	唐津赤十字病院	<u>唐津市和多田2430</u>
略	略	略	略